

「奈良県犯罪被害者等支援計画」(令和4年3月改定)の概要

第1章 犯罪被害等の状況

【犯罪被害者等の置かれている状況】

生命、身体、財産に対する直接被害



二次的被害

- ・心身の不調
- ・再被害の不安、恐怖
- ・裁判等に伴う精神的、時間的負担
- ・不本意な転居、収入の途絶
- ・周囲の人の心ない言動
- ・マスコミの過剰な取材、報道

生涯にわたり
継続する
不安・恐怖

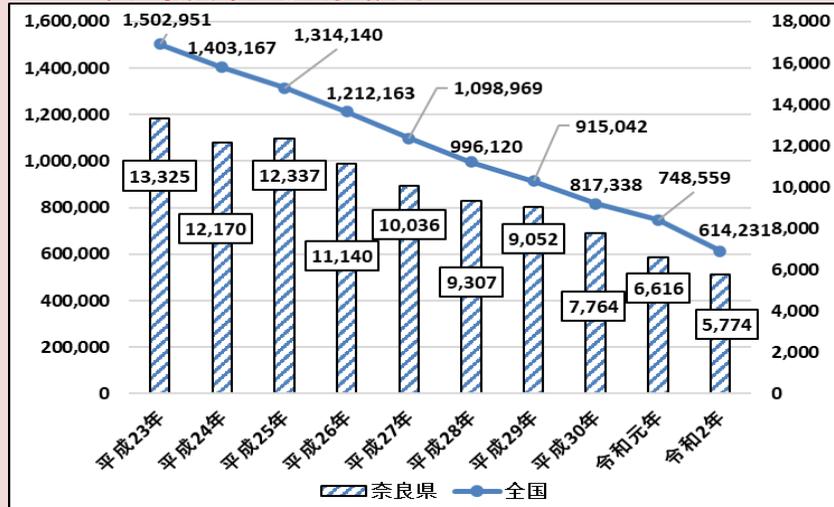
様々な
支援が
必要

精神的なケア、医療・福祉、生活・経済的支援、
法的サービス、行政機関での手続きの補助

1 犯罪等の発生状況

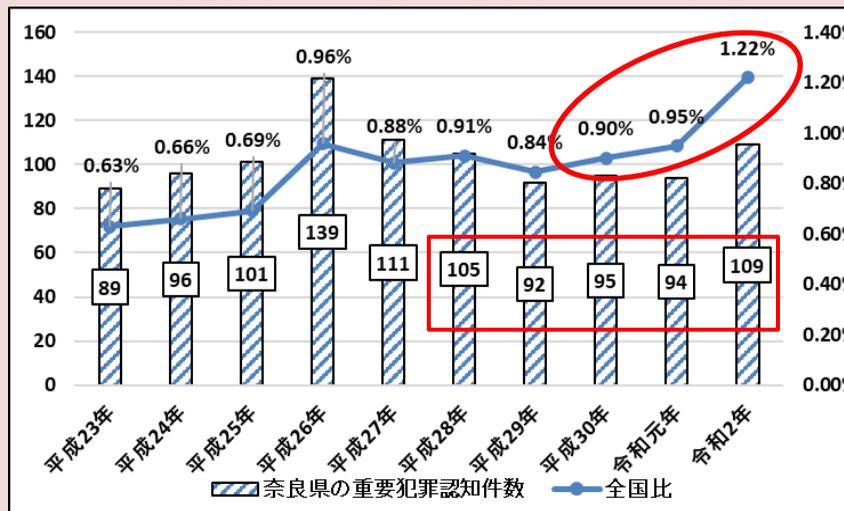
① 刑法犯認知件数

全国・奈良県とも減少傾向



② 奈良県の重要犯罪認知件数

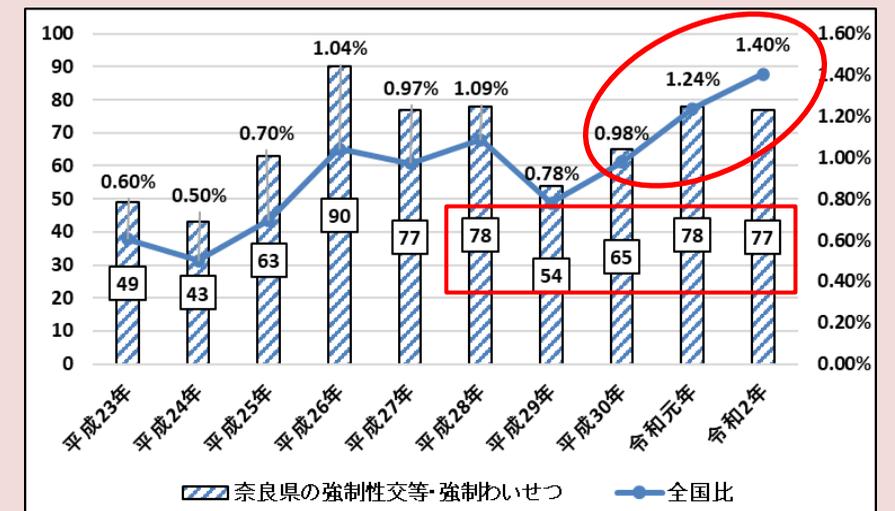
平成26年を除き100件前後で推移。全国比は微増



※重要犯罪：殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ

③ 奈良県の強制性交等・強制わいせつ認知件数

平成26年を除き70件前後で推移。全国比は増加傾向

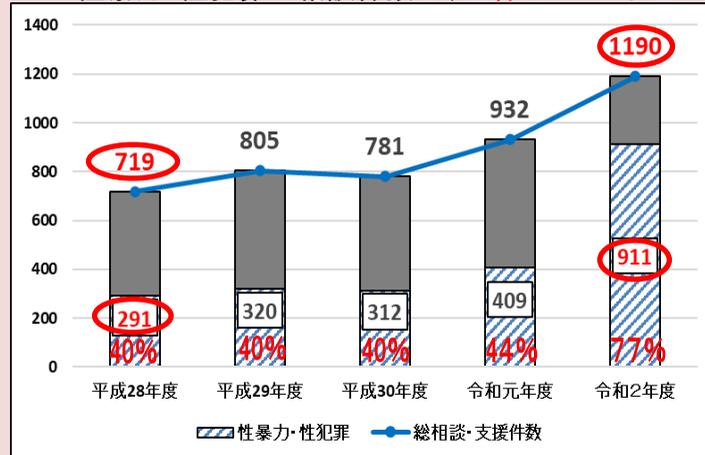


出典：犯罪統計資料(警察庁)

2 犯罪被害者等の状況

①(公社)なら犯罪被害者支援センター相談件数

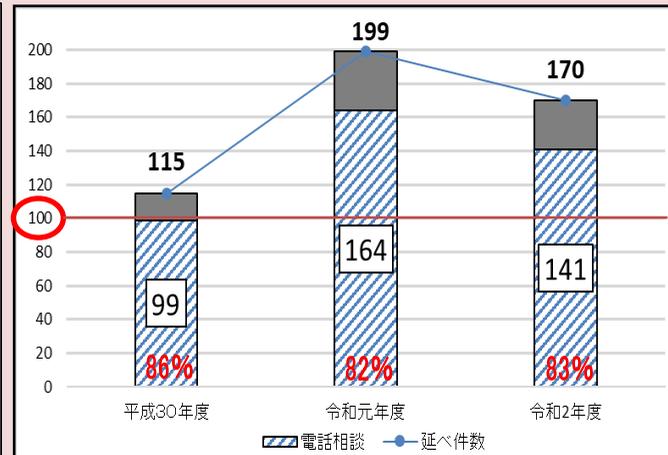
- ・総相談・支援件数は5年間で1.6倍に増加
- ・性暴力・性犯罪も同様にこの5年間で3倍に増加
- ・性暴力・性犯罪の相談件数は、全体の40%以上



出典：(公社)なら犯罪被害者支援センター調べ

②奈良県性暴力被害者サポートセンター相談件数

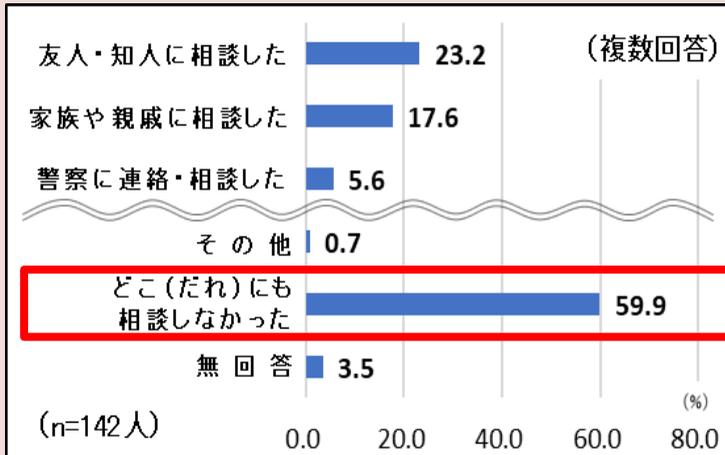
- ・平成30年10月の設立以降、毎年100件以上の相談件数
- ・電話相談の相談件数は、全体の80%以上



出典：奈良県性暴力被害者サポートセンター調べ

③無理矢理に性交等された被害の相談先

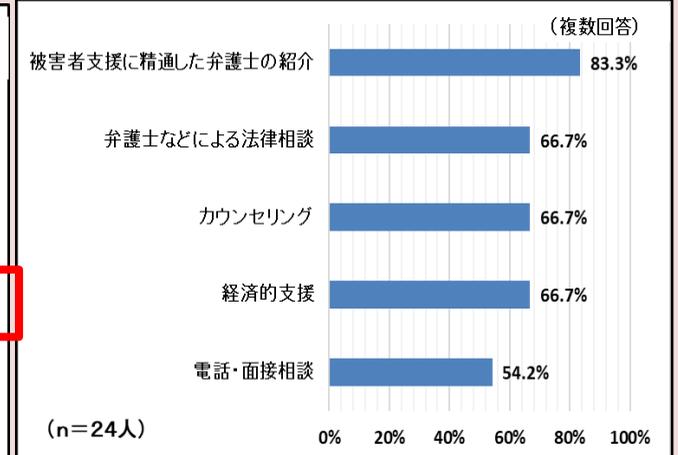
- ・約60%の人がどこにも(誰にも)相談していない



出典：令和2年度男女間における暴力に関する調査報告書(内閣府)

④行政に期待する取組

- ・弁護士を紹介やカウンセリング、経済的支援が多い



出典：令和2年『犯罪被害者支援に関するアンケート』調べ(奈良県)

3 国の支援計画のポイント

第3次犯罪被害者等基本計画の評価

- ・犯罪被害者等への中長期的な支援が必要
- ・性犯罪や児童虐待等被害が潜在化しやすい被害者への支援が必要

第4次犯罪被害者等基本計画(R3.3.30閣議決定)のポイント

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化
- ・学校におけるスクールカウンセラー等の配置の充実
- ・インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応 等

第2章 計画の基本

1 計画改定の趣旨

犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づく地方公共団体への要請に応え、また、奈良県犯罪被害者等支援条例第9条の規定に基づき、本県における犯罪被害者等への支援施策に関する大綱とする。

- ・従来の計画を3つの柱に体系化し、施策を推進
- ・性犯罪・性暴力被害者等への支援の充実、インターネット上の誹謗中傷への対応を重点項目として設定

計画期間：令和4年度～令和8年度

2 計画の目標と基本理念

次の基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目標(条例第3条)

- 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、ふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること
- 支援が、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられること
- 被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されること

第3章 施策の大綱

I 日常生活回復に向けた支援の提供

1 経済的な助成に関する情報の提供等 (条例第13条)

- 犯罪被害者等は被害を受けたことで経済的に困窮することが多いため経済的な助成に関する情報の提供や助言等を行う。
 - ・犯罪被害者等が利用できる制度や各種相談機関について記載した「被害者の手引」による情報提供の充実
 - ・公費支出制度の適切な運用と周知の徹底
 - ・奈良県性暴力被害者サポートセンターにおける医療費等の助成など経済的支援

2 心身に受けた影響からの回復 (条例第14条)

- 犯罪被害者等は身体面の被害のみならず精神面への被害を受けている場合があるため、心身の状況に応じたカウンセリングやその他の適切な保健医療サービス、福祉サービスの提供を行う。
 - ・奈良県性暴力被害者サポートセンターの運営・支援の充実
 - ・(公社)なら犯罪被害者支援センターで実施するカウンセリング事業の充実
 - ・警察本部内カウンセラーの効果的な活用

3 安全の確保 (条例第15条)

- 犯罪被害者等の多くは再び危害を加えられることに対し恐怖や不安を抱いていることが多いため、一時保護、防犯に係るアドバイス、個人情報の適切な取扱い等を行う。

4 居住の安定 (条例第16条)

- 犯罪被害者等は転居を余儀なくされる場合があるため、平穏な日常生活を営むことが出来るよう、一時的あるいは中長期的な住居を提供する。
 - ・犯罪被害者等のための県営住宅の申込み枠の設定

5 雇用の安定 (条例第17条)

- 犯罪被害者等は休暇・欠勤・退職を余儀なくされたりする事態に陥ることがあるため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動等を行う。

6 日常生活の支援 (条例第20条)

- 犯罪被害者等の多くは被害後様々な手続き等への対応が必要となり平穏な生活を営むことが難しくなるため、病院への付添いや家事等の支援を行う。

II 支援体制の整備・充実

1 市町村及び関係機関との連携 (条例第8条)

- 犯罪被害者等は身体的・精神的な被害を受けた上に様々な事務的手続きを行う必要があり、大きな負担を抱えるため、国、県、市町村その他の関係機関が連携して支援体制を形成し、円滑な支援を行う。
 - ・(公社)なら犯罪被害者支援センターや、奈良県性暴力被害者サポートセンターなどの支援関係機関・団体との連携促進
 - ・インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応
 - ・相談機関等のネットワークの充実

2 相談及び情報の提供等 (条例第12条)

- 犯罪被害者等が必要とする支援は、受けた被害や生活の態様により様々な分野になるため、誰もが必要な時に必要な支援を受けられるよう相談や情報の提供及び助言を行う。
 - ・学校におけるスクールカウンセラーの配置の充実
 - ・法律相談やカウンセリング等の情報提供の充実
 - ・市町村総合的対応窓口の周知推進

3 民間支援団体に対する援助 (条例第19条)

- 民間支援団体は、犯罪被害者等がいつでもどこでも支援が受けられる体制を整えるうえで必要不可欠な団体であるため、安定した支援活動を続けていけるよう援助を行う。
 - ・ふるさと奈良県応援寄附金の活用による(公社)なら犯罪被害者支援センターの活動への支援

4 人材の育成 (条例第21条)

- 犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには専門的知識・技能が求められるため、支援等を担う人材を育成する。
 - ・市町村窓口担当者等のスキルアップ

5 調査研究 (条例第22条)

- 適切な支援を行うために、犯罪被害者等支援に関する先進事例等の情報を収集し、研究する。
 - ・「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」と連携し、被害防止に対して研究
 - ・支援が困難となった事例について情報収集(なぜ支援が困難なのか、どのような支援が必要なのか)

III 県民の理解促進

1 広報及び啓発 (条例第18条)

- 犯罪被害者等の実情やその支援に関する県民の理解・関心はまだ十分とはいえず、それが二次被害の要因になっていると考えられるため、更なる広報啓発活動を行う。
 - ・インターネットやリーフレットなど各種媒体を活用した広報啓発
 - ・誹謗中傷等を行わないための啓発活動
 - ・インターネットリテラシーの向上を図る啓発活動。(若者への教育を推進、また、若者だけでなく、その保護者や教育関係者など周りの大人への啓発や、事業者への働き掛けを充実)
 - ・「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」と連携し、被害防止への啓発活動

第4章 計画の推進

奈良県犯罪被害者等支援施策協議会

- 学識経験者、民間支援団体等11名により構成
- 毎年度、奈良県犯罪被害者等支援計画に基づき県が講じた施策の実施状況を検証

意見

報告

知事部局

- 施策と関連事業の検討及び実施
- 施策と関連事業の実施状況を奈良県犯罪被害者等支援施策協議会へ報告

警察本部

教育委員会

民間支援団体、その他関係機関

連携

市町村